

(別紙2)

年 月 日

福井県 健康福祉センター所長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、
その代表者の氏名

印

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）
附則第2条第2項に基づく石灰石に係る経過措置の適用の解除について（届出）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）附則第2条第2項
に基づく石灰石に係る経過措置の適用を受けていたところ、以下のとおり、原料として使用する石
灰石中の水銀含有量が0.05mg/kg未満である月が4か月以上継続したため石灰石に係る経過措置
の解除を届け出ます。

記

過去4か月間の石灰石中の水銀含有量（mg/kg）

(添付書面)

精度管理に関する情報